

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……（環境局気候変動対策部総量削減課）…

告示（選）

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数………

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数………

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）………

公告

○開発行為に関する工事完了………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出………（同）…
○令和三年十二月二十四日付東京都告示第五百十二号………

告示

東京都告示第六百四十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第八條の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八條の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 登録番号 三十九
- 二 登録区分 特定ガス・基準量
- 三 登録検証機関 株式会社未来工業名称
- 四 代表者氏名 代表取締役 石橋 勝重
- 五 廃止する検証業務の範囲
- （一） 営業所名称 株式会社未来工業
- （二） 営業所所在地 板橋区大谷口北町十九番五号
- （三） 業務の範囲 特定ガス・基準量に係る検証業務
- 六 廃止年月日 令和五年二月二十八日

告示（選）

○東京都選挙管理委員会告示第三十七号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年五月十一日

東京都選挙管理委員会

二二九、六四六

東京都選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年五月十一日

東京都選挙管理委員会

一、五三五、二八二

東京都選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た

数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（は、次のとおりである。

令和五年五月十一日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	18,194
中央区選挙区	46,663
港区選挙区	68,400
新宿区選挙区	91,384
文京区選挙区	61,647
台東区選挙区	57,403
墨田区選挙区	78,421
江東区選挙区	137,940
品川区選挙区	112,667
目黒区選挙区	78,092
大田区選挙区	169,274
世田谷区選挙区	194,951
渋谷区選挙区	64,156
中野区選挙区	94,160
杉並区選挙区	147,560
豊島区選挙区	77,171
北区選挙区	96,462
荒川区選挙区	57,097
板橋区選挙区	145,502
練馬区選挙区	169,775
足立区選挙区	161,566

葛飾区選挙区	127,333
江戸川区選挙区	159,403
八王子市選挙区	145,680
立川市選挙区	51,761
武蔵野市選挙区	41,492
三鷹市選挙区	52,754
青梅市選挙区	37,347
府中市選挙区	71,976
昭島市選挙区	31,655
町田市選挙区	120,531
小金井市選挙区	34,643
小平市選挙区	53,936
日野市選挙区	52,301
西東京市選挙区	57,277
西多摩選挙区	68,549
南多摩選挙区	67,379
北多摩第一選挙区	85,749
北多摩第二選挙区	57,137
北多摩第三選挙区	89,913
北多摩第四選挙区	53,643
島部選挙区	6,841

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東村山市青葉町二丁目二十一
番五及び同番四十七から同番
四十九まで
埼玉県所沢市小手指町一丁
目一番地四
株式会社住協
代表取締役 安永 久人

多摩市馬引沢二丁目十一番十
八
立川市曙町三丁目七番十四
号
株式会社藤住宅
代表取締役 伊藤 文磨

東久留米市柳窪一丁目五十三
番一及び五十六番
埼玉県越谷市南越谷一丁目
二十一番地二
株式会社中央住宅
代表取締役 品川 典久

調布市国領町七丁目九番二及
び同番十四
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
あっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

提出する。

完了した。

完了した。

添えて、令和五年五月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和五年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 東急百貨店 本店

二 店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号

三 設置者名 株式会社東急百貨店ほか一名

四 設置者住所 渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号
ほか

五 変更を行った設置者名 株式会社東急百貨店ほか一名

六 変更前の設置者名 東京急行電鉄株式会社

七 変更後の設置者名 東急株式会社

八 変更前の設置者の代表者名 二橋 千裕（株式会社東急百貨店）ほか

九 変更後の設置者の代表者名 大石 次則（株式会社東急百貨店）ほか

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急百貨店ほか一名

十一 変更前の小売業者の代表者名 二橋 千裕（株式会社東急百貨店）ほか

十二 変更後の小売業者の代表者名 大石 次則（株式会社東急百貨店）ほか

十三 変更日 令和元年九月二日ほか

十四 届出日 令和五年三月二十三日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十六 縦覧期間 令和五年五月十一日から同年九月

十七 縦覧時間

十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 調布市下石原店舗

二 店舗所在地 調布市下石原三丁目十一番地一

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号

五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康

六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストア

八 変更前の小売業者の代表者名 山岸 真也

九 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史

十 変更日 令和四年六月二十九日ほか

十一 届出日 令和五年三月二十四日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間 令和五年五月十一日から同年九月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一

時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づき廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同條第六項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 東急百貨店 本店

二 店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号

三 設置者名 株式会社東急百貨店ほか一名

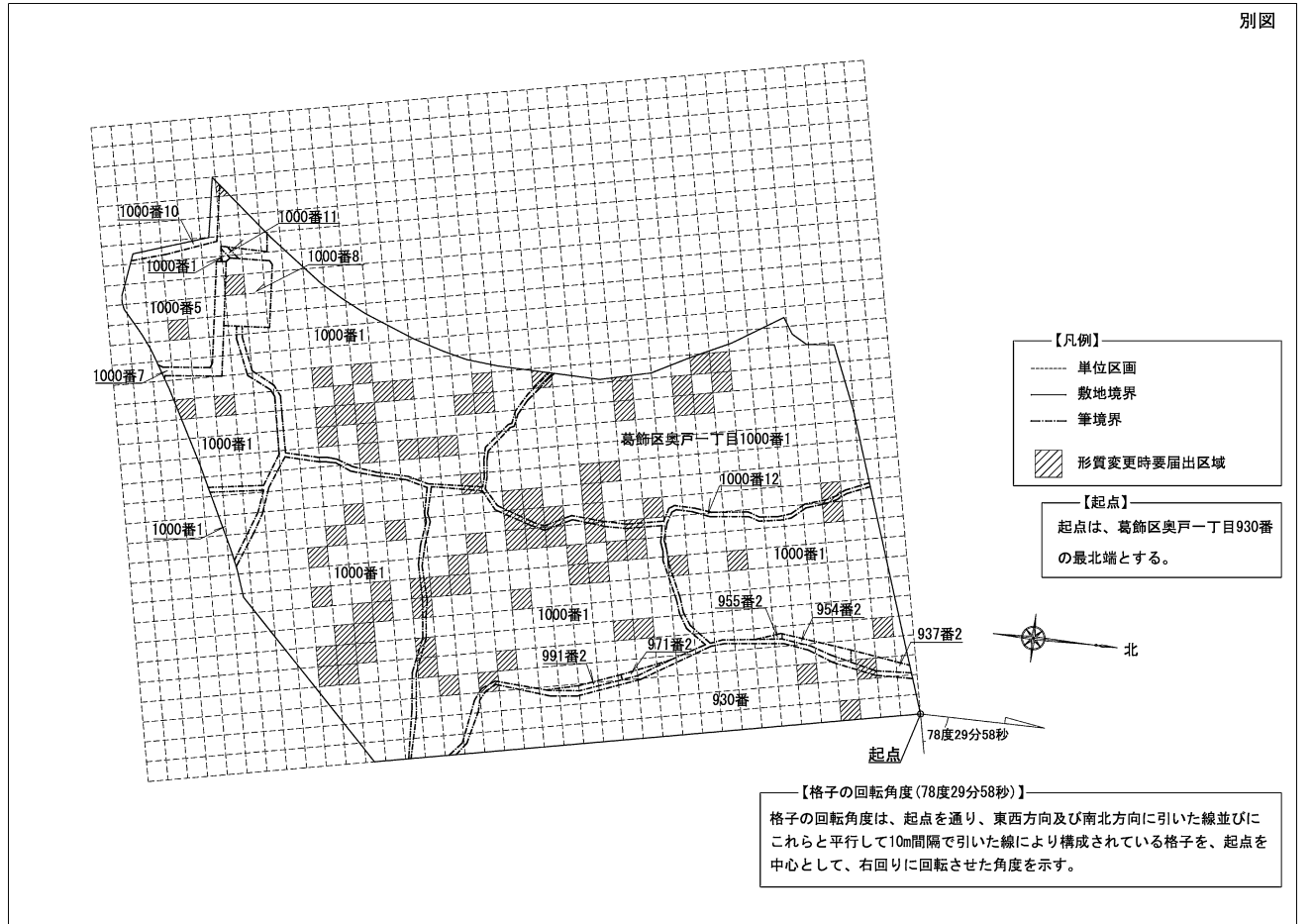
四 店舗面積の合計 令和五年四月十日

が千平方メートル以下となる日

正 誤

○令和三年十二月二十四日付東京都告示第千五百二十二号八ページ下段の別図を次のように訂正する。

別図



発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001